

## 肝及び腎のクリアランステスト 150点

(肝及び腎のクリアランステストについて)

- (1) 負荷後に検体採取及び検体分析を経時的若しくは連続的に行う検査である。
- (2) 肝クリアランステストに該当するものは、ICG等を用いた検査であり、腎クリアランステストに該当するものは、PSP、チオ硫酸等を負荷して行うクリアランステスト、腎血漿流量測定、糸球体濾過値測定である。
- (3) 肝及び腎のクリアランステストは、肝クリアランステスト又は腎クリアランステストのいずれかを実施した場合に算定できる。

注1 検査に当たって尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法、D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又はD317-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。

注2 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は所定点数に含まれるものとする。

注射とは、注射実施料をいい、施用した薬剤の費用は、別途算定する。